

デジタル通貨をめぐって

1990年頃から電子マネーが普及し、決済の電子化が進展した。電子マネーの中でもオープンループ型のモンデックスが話題となったが、一般に普及することはない、日本では交通系や流通系の電子マネーが活発に利用されている。しかし、電子マネーは広義の電子マネーに含まれるクレジットカードやデビットカードと同じく、決済の電子化であって決済手段(貨幣)の電子化ではなかった。

昨年6月のフェイスブックによるリブラ構想の発表は、ICT技術の発展により通貨発行は国家の独占物ではなくなっており、新しいグローバルな決済手段の発行が容易であることを明らかにした。リブラ構想に対し、先進国の通貨当局、BIS、IMFからは「リブラ包囲網」ともいえるべき否定的な反応が見られたが、通貨主権の侵害という点以外にも、マネーロンダリングや、違法な金融行為、金融政策の有効性、新興国における通貨代替などに懸念が表明された。これをきっかけに、スウェーデンや中国など一部の国で導入が計画されていた中央銀行デジタル通貨に関する研究や、導入に向けた詳細な検討が活発化し、民間発行のデジタル通貨に対するグローバルな法規制が議論されている。

報告では、デジタル通貨に関する概念、使用者から見た実用性、法規制と金融秩序の観点から、デジタル通貨がもたらす決済の将来像を考えることにしたい。主要な論点は以下の通り。

1. デジタル通貨とは
2. リブラ構想の投げかけたもの
3. 中央銀行デジタル通貨
4. 決済の将来像